

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A市所在のB会社C支店（以下「会社」という。）に採用され、トラックの運転手として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社の指示によりトラック運転者の適性診断を受診していたところ、トイレで排尿中にめまいを起し、そのまま意識を失い、トイレの床に倒れ後頭部を強打し受傷したという。

請求人は、意識を取り戻した後、上半身のしびれや後頭部の痛みを我慢しながらそのまま受診し、帰宅後、症状が治まらないことから、同日、D病院に救急搬送され、「頸髄中心性損傷」と診断され、入院加療した。

請求人は、上記受傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の受傷は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の受傷が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社の指示によるトラック運転者の適性診断を受診していたところ、トイレで排尿中にめまいを起こし、そのまま意識を失い、トイレの床に倒れ後頭部を強打し受傷したこと（以下「本件の受傷」という。）が、業務上の事由による受傷であると主張する。

(2) 本件の受傷について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名は「中心性脊髄損傷」、請求人が本件の受傷の原因と主張する「めまい」が起こった医学的所見は「不明」、「めまい」についての検査所見は「CT、MRIにて特に問題を認めず」と意見している。また、同医師は、平成〇年〇月〇日付け症状所見書においても、前記の意見書の内容に加え、中心性脊髄損傷の発生機序については、「転倒による頸椎損傷による症状出現と思われます。」と意見している。

(3) 請求人が本件の受傷の原因とする「めまい」に対する医学的所見について、審査官から意見を求められたF医師は、その鑑定書において、請求人の主張する症状を失神発作と捉え、要旨、「失神発作の経過を含め、心原性失神、血管性失神は考え難い。排尿中に失神を起こしていることから、神経心原性失神の中の排尿後失神と考えられる。排尿後失神は膀胱内の尿が急激に減ることにより、副交感神経反射が生じ、血圧が一過性に低下し失神を生じるものである。失神発作の既往があり、また、排尿後失神は私病である。」と意見している。

(4) また、会社は、本件の休業補償給付請求に係る事業主証明欄に署名できない理由として、請求人からは「血圧が低く、立ちくらみがある」と聞いていたこともあり、私傷病との認識である旨、監督署長に回答している。請求人の血圧

が低いということは、健康診断結果の血圧の数値からも明らかであり、会社が、本件の受傷を私傷病と認識することには合理的理由があると判断する。

(5) 当審査会としても、上記の医師の意見や請求人の健康診断結果の血圧の数値など、本件の一件資料を精査したところ、本件の受傷の原因は、私病である排尿後失神であるとするF医師の意見が妥当であり、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(6) なお、請求人は、本件の受傷の原因と主張する「めまい」について、長期間による過重労働が原因で、認定基準対象疾病の発症あるいはその前駆症状であるから、認定基準が適用されるべきと主張するが、医学的根拠に乏しく、そもそも認定基準の対象疾病でないことから採用できない。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。